

## 新免許状所持者と旧免許状所持者の比較早見表

(平成 21 年 4 月 1 日～令和 4 年 6 月 30 日)

新免許状所持者と旧免許状所持者の双方に該当する者はいません。(最初に取得した免許状の取得時期により区分されています。)

	新免許状所持者	旧免許状所持者
該当者	平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて免許状を取得した者	平成 21 年 3 月 31 日までに 1 枚でも免許状を取得したことがある者
免許状	免許状に該当免許状の有効期間の満了の日の記載がある。	免許状に有効期間が記載されていない。 〔平成 21 年 4 月 1 日以降に新たに免許状を取得しても、新たに取得した免許状に有効期間の記載はない。〕
有効期間 又は 修了確認期限	免許状及び更新等の証明書に記載のある期限 更新等をしない場合、 <u>現職教員かどうかに関わらず免許状は失効する。</u> 〔免許状を複数所持している者は、免許ごとにそれぞれ期限が付いているため、見かけ上は複数の期限があるが、その場合には、有効な免許状のうち一番遠い期限が、その人の更新期限となる。〕	最初の修了確認期限は生年月日により割り振られた年月日 更新等をしたことがある者は、更新等の証明書に記載のある期限 有効期間の定めがないため、免許状が自動的に失効することはない。 <u>ただし、修了確認期限の経過時に、現職教員(保育教諭を含む。)の場合は、更新等をしない場合、その者が所持する免許状はすべて失効する。</u> <u>修了確認期限の経過時に、現職教員でない者の場合は、更新等をしていなくても免許状は失効にならない(休眠状態となる。)</u>